

平成24年12月21日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯
2 番	稲 富	雅 和
3 番	勝 屋	弘 貞
4 番	竹 下	勇
5 番	角 田	一 美
6 番	伊 東	茂
7 番	松 本	末 治
8 番	光 武	学

9 番	徳 村	博 紀
10 番	福 井	正
11 番	水 頭	喜 弘
12 番	橋 爪	敏
13 番	中 西	裕 司
14 番	松 尾	征 子
15 番	松 尾	勝 利

2. 欠席議員

16 番	橋 川	宏 彰
------	-----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	中 尾	悦 次
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市	北	村	和	博
教	育	江	島	秀	隆
総務部長兼総務課長		藤	田	洋	一郎
市民部	長	迎		和	泉
産業部	長	中	川		宏
建設環境部	長	平	石	和	弘
会計管理者兼会計課長		中	村	博	之
企画課長兼選挙管理委員会事務局長		打	上	俊	雄
財政課	長	寺	山	靖	久
市民課	長	田	中	一	枝
市民課参事		有	森	弘	茂
税務課	長	大	代	昌	浩
福祉事務所	長	橋	村		勉
保険健康課	長	栗	林	雅	彦
農林水産課長兼農業委員会事務局長		中	村	信	昭
農林水産課参事		橋	口		浩
商工観光課	長	有	森	滋	樹
まちなみ建設課	長	森	田		博
環境下水道課	長	福	岡	俊	剛
水道課	長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長		中	島		剛
生涯学習課長兼中央公民館長		土	井	正	昭
同和対策課長兼生涯学習課参事		松	浦		勉
監査委員		植	松	治	彦

平成24年12月21日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第77号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定について（質疑、討論、採決）
- 日程第2 議案第78号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第79号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第5 議案第80号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第81号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 鹿島市農業委員会委員の推薦について
- 日程第9 議員提案第2号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議員提案第3号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 意見書第6号 T P P交渉参加に反対する意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○副議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

最初に、11日から延会しておりました議案第77号から議案第79号までの議案審議に入ります。

日程第1 議案第77号

○副議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案第77号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保険健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第77号 鹿島市休日子どもクリニックの指定管理者の指定についての御説

明を申し上げます。

議案書と議案説明資料で御説明いたしますので、お手元に準備をよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の44ページをお開きください。

鹿島市休日こどもクリニックの指定管理者の指定についてでございます。

鹿島市休日こどもクリニックの指定管理者の指定が、平成25年3月31日をもって期限を迎えるために、改めて鹿島市休日こどもクリニックの指定管理者を指定したいので、その指定について地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いいたしますものでございます。

指定管理者に指定を行わせようとする公の施設の名称は、鹿島市休日こどもクリニックでございます。指定管理者となる団体の住所及び名称は、鹿島市大字高津原813番地、社団法人鹿島藤津地区医師会、指定の期間は、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの2年間といたしております。

次に、議案説明資料で御説明申し上げます。

議案説明資料の38ページをお開きください。

ここに今回の指定に係る詳しい内容を掲げております。1に公の施設の概要、2に管理の主な業務の範囲、3に指定の方法は鹿島藤津地区医師会を単独指名といたしております。その理由といたしましては、鹿島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の施行規則第3条第2号で規定されております。特に専門的または高度な技術を有する施設で、団体が客観的に指定されるとき、また、第3号は、団体が当該公の施設の土地または施設の全部または一部を所有し、その団体に当該公の施設の管理を運営させる必要があると認めたとき、現在こどもクリニックが建っている土地は、社団法人鹿島藤津地区医師会が所有しているものでございます。第4号は、当該公の施設の設置目的を実現し、または市の計画に実施するために特定の団体に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき、第5号は、当該公の施設を現に管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるときと規定されております。以上の規定に該当いたすため単独指定といたしております。4に指定管理の候補となる団体、5に指定の期間、6に過去の指定管理の状況を載せております。

39ページは過去の実績でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第77号 鹿島市休日こどもクリニックの指定管理者の指定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第77号は提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第78号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第78号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。打上企画課長。

○企画課長（打上俊雄君）

それでは、議案第78号につきまして御説明をいたします。

議案書は45ページ。別冊議案説明資料は40ページであります。

この議案は鹿島市が加入しております一部事務組合の規約を変更するためには議会の議決が必要でありますので、提出をいたすものでございます。

それでは、45ページ。議案第78号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について、地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日をもって神埼地区消防事務組合を佐賀県市町総合事務組合から脱退させることに伴い、佐賀県市町総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由として、平成25年4月1日から佐賀県中部広域連合が共同処理する消防事務組合に神埼地区消防事務組合を構成する市町が加わることに伴い、平成25年3月31日をもって神埼地区消防事務組合が解散することにより、佐賀県市町総合事務組合の規約を変更する必要があるので、この案を提出するものであります。

それでは、別冊議案説明資料の40ページをお開きください。

40ページと41ページは、佐賀県市町総合事務組合の規約の変更の新旧対照表でございます。内容につきましては、条文より神埼地区消防事務組合という文言を削除する内容となっておりますので、御確認ください。

42ページをお開きください。

佐賀県市町総合事務組合につきまして若干御説明をいたします。

佐賀県市町総合事務組合は、佐賀県内41団体、10市10町19一部事務組合2広域連合をもって組織をしております。現在、共同処理をしている事務につきましては、退職手当事務以下6業務であります。

一方、今回解散をいたします神埼地区消防事務組合は、現在、神崎市、吉野ヶ里町及び佐賀市のうち三瀬村で構成をしております。三瀬村は、従来は神埼郡でありましたが、市町村合併で佐賀市のほうと合併をしておりますので、こういった構成になっております。この組合につきましては、来年3月をもって組合を解散し、4月より佐賀中部広域連合の消防事務組合へ加入の予定であります。

以下、参考資料として地方自治法の抜粋を掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの問題について質問したいと思いますが、まず、このような形になって実際の消防業務というのは変わっていくんですかね。広域化をされるというようなことになるんじゃないかと思いますが、その辺について神埼がここに加わることでどのような違いが出てくるのか、具体的に。

○副議長（松尾勝利君）

藤田総務部長。

○総務部長（藤田洋一郎君）

今回の神埼の消防につきましては、市町村合併の関係で佐賀市と三瀬村ですね、そのあたりとの関係によって市町村間でお話をされて、神埼消防が佐賀市の中部本部の中に合併をするという形で話をされております。

今、御心配されているのは、もう何年か前に県内統一の単一での消防本部をつくるということで、消防署としましては打ち出しをいたしております。それにつきましては、いろいろと協議を今までもされてはおりますけれども、なかなかやはり現実的には進んでいないということで、今回につきましても基本的には神埼の部分が佐賀に入りましたですけれども、杵藤消防としましては、独自の今までのやり方でやっていくというようなことになっておりまして、なかなか県内での統一というまでにはまだ議論が熟していないという認識をいたしております。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今回の対応で消防業務自体が変わるというようなことじゃないということ。ただ、やっぱりこれまでも消防が全県的に一つになるというような話もいろんな形で出てきたのも聞いておりましたが、私はこういう形をとることが徐々に全県的に消防業務を一つにして、そしてやられていくという方向に進んでいく、そういうものになりはしないかということで非常に心配するものです。極端に申しますと、今の鹿島市、それは杵藤地区ですかね、その消防業務だって、以前鹿島市が独自でしていたときとすると、非常に対応が出来るというような、時間的にですね。それから、いろんな人事の問題などもありまして、やっぱり人事異動などがありますと、地域がよくわからなくて水利がどこにあるのかも十分に把握できないというような問題で、消防、いざ火災が起きた場合には時間を争うような仕事をしなくちゃいけないわけですが、そういうのが非常に遅くなるというような、これまでもそういう経験もいたしております。それに、これが全県的なものになって、そして、それが人事の配分が全県的にそれぞれ十分に知り得たところでないところに配置をされるということになりますと、もう本当、緊急を要する仕事としては絶対に許せないものがあると思うんですね。

例えば、警察だって1つになっていますね。交通事故なんか起きたときでも、やっぱりどこどこですよという、すごく詳しく番地とかなんとか言わないと御存じないというような、そういう現状ですね。消防もそういうことになると、本当大変だと思います。私はその辺を心配して意見を申し上げたんですが、これからどういう形に進められるかわかりませんが、絶対消防に関してはこれより大きな組織にならないように、私たちもしていかななくちゃいけないと思いますし、執行部としても市民の皆さん方の安全を守るためにもそういう対応を今後するという立場に私は立っていただきたいと思いますが、最後に市長のお答えをいただきますでしょうか。消防の広域化、ここには出ていないようですが、その辺でどう今後お考えなのか、お聞かせください。

○副議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えいたします。

消防とか警察、市民の安全・安心、これは大きいからいいとか小さいからいいとかということじゃなくて、どうやったら一番その目的に沿うような組織になるかということが大事だと思いますね。今どちらかというと、大きいことは悪いことだというような前提でお話のようでございますが、例えば、消防で言えば、一刻一秒を争って現場に到着するとか、機動性を持って連絡をする、それから、例えば高いビルだったら、非常に何といいますか、消火性の高い施設があったほうがよい。そうなるとうしろ小さいほうよりも大きいほうができる

か、いろんなデメリット、メリットありますから、必ずしも大きくなるといかんとばかり思い込まないで、どういう目的のために、どういう装備がいいか、どういう体制がいいかということ柔軟にお考えをいただければと思います。私たちは一番狙いでございます早く、安全に、しかも危機管理があったときは、それをどこかで食いとめるということを狙いに、関係者一丸となって進んでいきたいと思っております。

○副議長（松尾勝利君）

14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

組織的には、私は大きくなるとマイナスのほうが多いと思うんです。鹿島を見た場合に、消防署が新町の中心にあったときと今北鹿島に行ったときにして、もうちょっと早かったぎねというような、そういう事例はたくさんあるんですよ。それから、大きいこと、確かにいろんな能力の大きいのはいいでしょう。だから、そういうのをしながら、能力の大きさというのを充実させていくということで、特に市民の命と安全の問題ですから、今後、いろんな御意見あると思いますが、今すぐそうということじゃないですが、こういうのが進んでいきますと、あらよあらよという間に走るわけですから、その辺については私たちも十分に考えていかなくちゃいけないし、ぜひ執行部としてもそういう対応をしていただくことをお願いして終わりたいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第78号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第78号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第79号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第３．議案第79号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林保陰健康課長。

○保険健康課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第79号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についての御説明をいたします。

議案書は47ページから48ページでございます。

議案書と議案説明資料を使いますので、お手元に御準備ください。

それでは、47ページでございます。

今回の協議の理由でございますが、地方自治法第291条の３第３項の規定に、広域連合は、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、また、第291条の11により、その協議については各関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとなっております。そのため、今回、当議会の議決を求めるものでございます。

今回の佐賀県後期高齢者医療連合規約の改正点は、48ページをごらんください。

平成24年７月９日に現行の外国人登録制度が廃止され、外国人を住民基本台帳に登録することとなったことに伴う改正でございます。

具体的な条文につきましては、議案説明資料の43ページをお願いいたします。

議案説明資料の43ページの右側、旧規約の備考の１、２にアンダーラインで示しております「及び外国人登録原票」を削除し、右側の新規約のとおりに改正いたすものでございます。実際の中身につきましては、現行と変わらないという内容となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第79号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第79号は提案のとおり可決されました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件、諮問1件の追加提出がありました。議案番号、議案名はお手元に配付いたしております議案書（その2）に目次記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成24年度10月分の出納検査結果に関する報告があつております。その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○副議長（松尾勝利君）

それでは、日程第4．議案第80号から議案第81号までの2議案及び諮問第2号の1件を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

それでは、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしました議案につきましては、慎重に御審議をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、人事案件3件でございます。

それでは、提案理由の要旨について申し上げます。

まず、議案第80号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員宮津彰子さん、任期が本年の12月24日をもって満了することに伴い、その後任者として木原八重子さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に同じく、議案第81号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員江島秀隆さんの任期が、本年12月24日をもって満了することに伴い、引き続き江島秀隆さんを任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

最後に、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

杉谷保成さん、任期は平成24年9月30日をもって終了をしておりましたが、その後任として関正和さんを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案をいたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○副議長（松尾勝利君）

お諮りします。議案第80号から議案第81号までの2議案及び諮問第2号の1件は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第80号から議案第81号までの2議案及び諮問第2号の1件は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第80号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第5．議案第80号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第80号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第80号はこれに同意することに決しました。

日程第6 議案第81号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第6．議案第81号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

退席をお願いします。

〔教育長退場〕

○副議長（松尾勝利君）

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第81号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第81号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔教育長入場〕

○副議長（松尾勝利君）

ただいまから鹿島市教育委員会委員の紹介があります。北村副市長、お願いいたします。

○副市長（北村和博君）

私のほうから、ただいま鹿島市教育委員会委員に議会の同意をいただきましたお二人を御紹介いたします。

まず、木原八重子様でございます。

次に、江島秀隆様でございます。

それでは、お二人に御挨拶をしていただきたいと思います。

○教育委員会委員（木原八重子君）

ただいま御同意をいただきました木原八重子と申します。

教育委員会委員の任命を受け、大任と思います。鹿島の子供たちと視線をともにしながら、私の経験を生かし、微力ではございますが、尽力を尽くしてまいりたいと思っております。御指導のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○教育委員会委員（江島秀隆君）

同じく、教育委員に同意をいただきました江島秀隆でございます。改めまして今後とも誠

心誠意頑張っていきたいと思いますので、どうぞ御支援、御協力のほどお願いをいたします。
よろしくお願いします。（拍手）

○副市長（北村和博君）

皆様方よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

日程第 7 諮問第 2 号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第 7．諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員候補者として適任
であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、諮問第 2 号は委員候補者として適任であると認めることに
決定いたしました。

日程第 8 鹿島市農業委員会委員の推薦について

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第 8．鹿島市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本案は農業委員会等に関する法律第12条第 2 項の規定により、鹿島市農業委員会委員を推
薦するものであります。

お諮りいたします。推薦の方法については議長指名により推薦いたしたいと思いますが、
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

よって、議長指名により推薦することに決しました。

それでは、議長において横田の田中久子さん、大木庭の諸川由美子さん、湯ノ峰の竹下小夜子さん、以上3名を指名いたします。

これにより、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、鹿島市農業委員会委員に横田の田中久子さん、大木庭の諸川由美子さん、湯ノ峰の竹下小夜子さん、以上3名を推薦したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました3名を鹿島市農業委員会委員に推薦することに決しました。

お諮りします。議員提案第2号、第3号の2議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議員提案第2号、第3号の2議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第9 議員提案第2号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第9．議員提案第2号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者を代表して提案理由の説明を求めます。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

議員提案第2号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

それでは、お手元の資料の議案の1ページ、地方自治法の一部改正に伴い、鹿島市議会委員会条例の関係条文を整備したいので、この案を提出するものです。

同じく議案の2ページ、附則として、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。改正の地方自治法が公布された平成24年9月5日から6カ月以内に施行されるものです。

今回の改正の内容は、議員提案説明書新旧対照表にありますように、委員会の選任方法、在任期間等について地方自治法で定めていた事項を条例に委任するものです。

以上で提案理由の説明を終わります。

提出者といたしまして、鹿島市議会議員光武学、同じく橋爪敏、同じく福井正、同じく松本末治、同じく角田一美、同じく伊東茂。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第2号 鹿島市議会委員会条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議員提案第2号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議員提案第3号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第10. 議員提案第3号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者を代表して提案理由の説明を求めます。6番議員伊東茂君。

○6番（伊東 茂君）

議員提案第3号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由の説明をいたします。

それでは、議案の3ページをごらんください。

地方自治法の一部改正に伴い、鹿島市議会会議規則の関係条文を整備したいので、この案を提出するものです。

同じく議案の5ページ目、附則として、この規則は、公布の日から施行をする。ただし、第93条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日から施行をする。

この規則の分は、改正地方自治法が公布された平成24年9月5日から施行されたものです。

今回の改正の内容は、市議会議員でも公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとするというものです。

説明資料新旧対照表の4ページから5ページにありますように、第74条の2、公聴会開催の手続、第74条の3、意見を述べようとする者の申出、第74条の4、公述人の決定、第74条の5、公述人の発言、第74条の6、議員及び公述人の質疑、第74条の7、代理人又は文書に

よる意見の陳述、第74条の8、参考人の条文を追加するものです。

委員会では、既に鹿島市議会委員会条例で同じような条項をうたっております。

以上で提案理由の説明を終わります。

提出者、鹿島市議会議員光武学、同じく橋爪敏、同じく福井正、同じく松本末治、同じく角田一美、同じく伊東茂。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○副議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議員提案第3号 鹿島市議会会議規則の一部を改正する規則については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議員提案第3号は、提案のとおり可決されました。

ここでしばらくお待ちください。意見書案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

日程第11 意見書第6号

○副議長（松尾勝利君）

次に、日程第11. 意見書第6号 TPP交渉参加に反対する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して意見書（案）の朗読を求めます。7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

意見書第6号

TPP交渉参加に反対する意見書（案）

野田佳彦首相の「TPP参加表明」以降、賛否両論の議論が交わされてきた。

JAや日本医師会などをはじめ、国民の多数は一貫して「交渉参加反対」であり、その声はますます広がっている。

それは佐賀県議会をはじめ、全国の８割を超える都道府県議会、市町村議会で「反対」ないしは「慎重な対応」の意見書を採択していることにも現れている。

ＴＰＰは、「例外なき関税ゼロ」を大原則にしているが、野田首相が「国益のために守るべきものは守る」として交渉参加に強い意欲を示していることに、不安の声も広がっている。

ＴＰＰの交渉内容については、正式には明らかにされておらず、内々で進められているため断定はできないものの、ＢＳＥ対策としての輸入牛肉の月齢緩和をはじめ、輸入食品・農産物の検査などが大幅に緩和される。

ＴＰＰに参加すれば、農業だけでなく、食の安全、医療、金融、保険、官公需・公共事業の発注、労働など、国民生活のあらゆる分野で「規制緩和」と「アメリカ型ルール」が押し付けられる恐れがある。

とりわけ、農産物輸入関税自由化による日本農業と地域経済の破壊は大きい。

医療では、「混合診療」の全面解禁や株式会社の医療参入による国民皆保険制度の実質的解体などが危惧されている。

新しい世界の流れは、各国の経済主権を尊重し、それぞれの国の民主的で秩序ある経済の発展をめざす、互惠・平等の投資と貿易のルールづくりにある。

とりわけ自国の食料のあり方については、自国で決定する食料主権の尊重は、世界の流れとなっている。

この道を進んでこそ、日本経済の持続可能な成長が図られる。

よって、今日の新たな情勢に鑑み、ＴＰＰ交渉参加反対の意思を表明する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成24年12月21日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣	野田佳彦	様
参議院議長	平田健二	様
外務大臣	玄場光一郎	様
農林水産大臣	郡司彰	様
経済産業大臣	枝野幸男	様
内閣官房長官	藤村修	様
国家戦略担当大臣	前原誠司	様

以上、意見書（案）を提出する。

平成24年12月21日

鹿島市議会議員	中村一堯
〃	稲富雅和
〃	勝屋弘貞

〃	竹	下	勇
〃	角	田	一 美
〃	伊	東	茂
〃	光	武	学
〃	徳	村	博 紀
〃	水	頭	喜 弘
〃	橋	爪	敏
〃	中	西	裕 司
〃	松	尾	征 子
〃	松	尾	勝 利
〃	松	本	末 治

鹿島市議会議長 橋 川 宏 彰 様

○副議長（松尾勝利君）

直ちに質疑に入ります。10番議員福井正君。

○10番（福井 正君）

10番福井でございます。私1人が提案者になっておりませんので、私だけが質問する権利でございますので、あえて質問をさせていただきます。

T P P交渉に参加することは実は私も賛成ではございません。なぜかと申しますと、やはり農業を初めといたしまして医療分野、それから、ほかの保険とかですね、いろんな制度に対して多大な影響が出てきます。ですけれども、1つだけわからないのが、野田内閣が間もなく次の内閣にかわるわけですが、今なぜ野田内閣に対して意見書提出なのかなという部分と、実はいわゆる藤村さんはもう落選されていますよね。議員でもないという状態でございますけれども、今、野田内閣に対して意見書を提出する意味を教えてくださいと思います。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

お答えします。

早急に対応するというのが一番大事なことはなかろうかというようなことで、我々議員として検討した結果でありますし、野田内閣25日までですが、その後、政権かわりますけれど、その後はその後でまた我々議員、一になって対応をしていきたいと思いますので、きょう早急に意見書の提案に至ったわけであります。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

10番議員福井正君。

○10番（福井 正君）

いわゆる今、死に体内閣でございまして、今の内閣がT P P交渉に直接参加するということはまずあり得ないですよ。ということは、今提出するということは、次の政権になったときにT P P交渉に参加する可能性があるから出しているという意味でしょうか。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

お答えします。

次の内閣がT P Pに参加する可能性があるかないかというのはわかりません。そういうことで、はっきりした態度を我々地方議会としても表明すべき時期だと思います。そういうことで意見書の提案をいたしております。

○副議長（松尾勝利君）

10番議員福井正君。

○10番（福井 正君）

確かに今の状態では次の内閣がどうされるかわからないということだと思います。特に安倍総裁は例外なき関税撤廃、これは反対だということをおっしゃっていましたので、これがどっちにとっていいのかというのは私もよくわかりませんが、いずれにしろ、今までT P P反対と言ってこられましたから、多分反対されるんだろうなというふうには思っておりますが、ひょっとしたらというのもありますからですね。ですから、そうなる可能性があるときに、例えば、次の市議会でも再びこのT P P交渉参加に反対する意見書というのを提出されるお考えがあらわれるのかどうかだけお聞きして、これ最後の質問といたします。

○副議長（松尾勝利君）

7番議員松本末治君。

○7番（松本末治君）

お答えします。

鹿島市の経済を維持していくためにも、必ずやというよりも、いろんな形になろうとも、我々市議会はT P P反対意見書は提出するということでお答えをいたしたいと思います。

以上です。

○副議長（松尾勝利君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。意見書第6号 TPP交渉参加に反対する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第6号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明22日から24日までの3日間は休会とし、次の会議は12月25日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時58分 散会